

平成29年7月24日

愛知県知事 大村 秀章 様

愛知県事業認定審議会

会長 宮 崎 幸



事業の認定に関する処分について（答申）

平成29年7月7日付け29用地第128号で諮問のありましたことについて、審議の結果、弥富市を起業者とする「弥富市新庁舎建設及び立体駐車場整備事業」について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をするとの愛知県知事の判断を、下記のとおり相当と認めることを答申します。

記

〈土地収用法第20条第1号関係〉

本件事業は、弥富市の新庁舎建設及び立体駐車場の整備事業であり、土地収用法第3条第31号「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当すると考え、「事業が法第3条各号のいずれかに掲げるものに関するものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第1号の要件を満たしていると判断できる。

〈土地収用法第20条第2号関係〉

本件事業の起業者である弥富市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2第1項の規定により、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることから、本件事業を施行する権能を有する主体と認められる。

また、本件事業に必要な財源措置を講じていることから、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。」と認められるため、土地収用法第20条第2号の要件を満たしていると判断できる。

〈土地収用法第20条第3号関係〉

現在の弥富市庁舎は、施設の老朽化及びそれに起因した防災安全上の課題、施設の狭あい化による打合せスペース、書類の保管場所といった職務スペースの不

足や、待合スペース、授乳室といった市民スペースの欠如、バリアフリーの未対応といった様々な課題を抱えている。

本件事業はこのような状況に対処するため、新庁舎を建設するものであり、施設の老朽化の解消、災害時における防災拠点機能の整備、狭あい化の解消並びにバリアフリーの対応により、弥富市の防災対策の充実、執務執行の効率化、市民サービスの向上並びに高齢者や車椅子使用者及びバビーカー利用者にとっての安全性及び利便性に寄与するものである。

また、庁舎の建設と併せて立体駐車場を整備することにより、来庁者が庁舎を利用するために必要な駐車台数を確保することができる。

よって、本件事業を行うことにより得られる公共の利益は大きいと考えられる。

一方、起業者の調査によると、申請区域内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられないことから、本件事業を行うことにより失われる利益は少ないと考えられる。

さらに、本件事業の起業地の選定に当たっては、庁舎の位置について、現在地からの移転案を含む複数案を比較し、最終的には社会的条件、技術的条件、及び経済的条件から2候補地を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして起業地が選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

以上のことから、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を満たしていると判断できる。

〈土地収用法第20条第4号関係〉

現在の弥富市役所庁舎は、本庁舎棟の躯体や設備の老朽化が著しく、併せて執務スペースの不足及び既存施設への分散配置等により効率的な行政サービスを提供する上で支障をきたしている。

また、弥富市は、平成14年4月24日に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、弥富市役所を防災上重要な役割を果たす建物として市防災計画に位置付けているが、現在の弥富市庁舎は防災拠点として必要な耐震基準を満たしていない。

よって、災害時における防災拠点機能の確保及び行政サービスの効率化を図るために、本件事業を早急に施行する必要性は高いものと認められる。

更に、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

以上のことから、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を満たしている」と判断できる。

